

浜松市建築工事電子納品完成図作成要領

令和 6 年版
浜松市

1 適用

「浜松市建築工事電子納品完成図作成要領」（以下、「本要領」という）は、浜松市が発注する建築設計業務及び建築工事並びに建築設備設計業務及び建築設備工事において、図面をCAD等の電子的手段によって提出する際の基本的事項を定めるものである。

「本要領」に記載の無い事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」、「建築設計業務等電子納品要領」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」によるものとする。

2 一般事項

(1) CADデータフォーマット

CADデータ変換フォーマットは原則としてSXF（SFC）形式とし、1図面1ファイルとなるよう作成する。但し、補足資料としてCADソフトがソフト内で管理している独自のデータ形式（オリジナル形式）も併せて納品するものとする。

※ 国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事電子納品要領」において、SXFはP21を採用しているが、本要領ではSFC形式を採用する。

【解説】

・SXF

国土交通省の主導で、1999年3月に設立されたCADデータ交換標準コンソーシアム（SCADEC）が開発し、異なるCAD間でデータをやりとりする際に使用する中間ファイル形式である。Scadec data eXchange Formatの略。図面の電子納品における標準ファイルとして扱われる。
物理ファイルはSFC（フィーチャコメントファイル）とP21（STEPファイル）の2種類がある。

・P21

P21はSTEP/AP202に準拠した国際的に通用する形式。

・SFC

SFC（Scadec Feature Comment file）はCADデータ交換用の形式で、P21よりもファイルサイズが小さい。

(2) SXFブラウザでの確認について

CADソフトで生成したSXFファイルは、SXFブラウザで再現できることを目視確認したうえ、代表的な図面を抽出し印刷できることをあわせて確認すること。

(3) ファイルの命名規則

国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築設計業務等電子納品要領（最新版）」及び「営繕工事電子納品要領（最新版）」が定める「ファイルの命名規則」によるものとする。

※参考

(ファイルの拡張子)

ファイルはファイル名. 拡張子で構成され、原則としてソフトウェアの仕様によるものとする。

CADデータはソフトウェア独自仕様 (※JWCADは. JWW)

PDFデータは. PDF

SXFデータは. SFC

3 提出データ

提出するデータは以下の通りとする。

CAD	1	SXF (SFC) 形式
	2	オリジナル形式
	3	CADソフトにて作成した環境設定ファイル

【解説】

1: SXF (SFC) 形式

前項2一般事項 (1) の【解説】によるSFCファイルとする。

2: オリジナル形式

オリジナルファイルを作成するソフト及びファイル形式については制限はなし。ただし、可能な限り一般的なソフトを利用するよう努めること。

3: CADソフトにて作成した環境設定ファイル

オリジナルファイルを作成したソフトに線の太さ等の環境設定情報を出力できる機能がある場合はその設定ファイルを提出すること。

4 CAD データ作成等

CADによる作図に関しては、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事設計図書作成基準 最新版」及び「建築設備工事設計図書作成基準 最新版」を標準とするが、この基準に準拠しない場合は、以下の内容をふまえて担当監督職員と協議すること。

(1) 使用文字

元々OS に備わっておらず、受注者が独自に作成した外字は使用しない。

(2) 使用フォント

CADソフトで作成する場合、文字はCADソフトの機能に依存する。このため、CADデータの交換・共有に支障が出ないよう、特定のCADソフトに固有なフォントは避け、一般的なものを使用する。

(3) レイヤの分類方法

①オリジナル図には特に規制は設けない。但し、必ずレイヤ名を記入すること。

②オリジナル図をSXFに変換する場合は、使用レイヤを前詰めにしてから変換

すること。

(4) 図面ファイル

図面ファイルは1図面1ファイルとしてフォルダに格納する。何枚かをまとめて1ファイルに格納してはならない。

(5) 文字化け等の確認

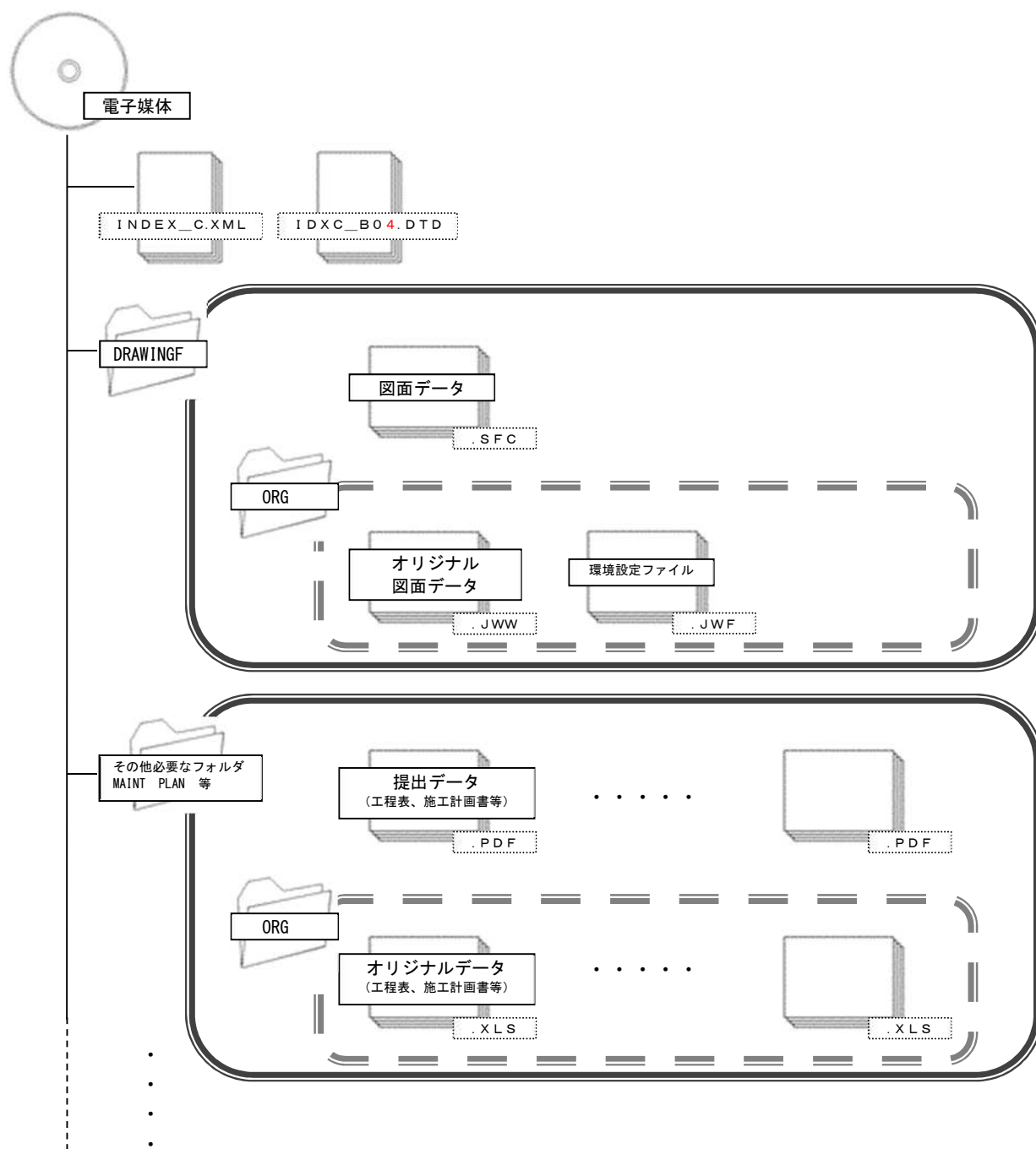
オリジナル図面を変換後の図面について、文字化け等がないか必ず確認後に納品すること。文字化け等はないが、文字が極端に小さくなる等の場合は、文字の大きさを調整して納品すること。

5 フォルダ構成

提出データの作成にあたっては、浜松市建築工事電子納品運用の手引き「3－4データファイルCD作成手順」に基づき、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「電子成果品作成支援・検査システム」で作成するものとするが、市販の電子成果品作成支援ツールを利用して作成する場合は各要領等に準拠しているか、データを作成する前によく確認すること。

フォルダ名やフォルダ、サブフォルダの構成の一例を次に示す。

《フォルダ構成例》



資料 浜松市建築工事電子納品完成図作成要領改定経緯

平成 25 年 6 月	作成要領(案)として制定
平成 26 年 5 月	一部修正
平成 28 年 4 月	提出データの見直し
平成 29 年 4 月	提出データの見直し
平成 30 年 6 月	電子納品の全面実施に併せ内容を修正
令和 6 年 9 月	「浜松市建築工事電子納品運用の手引きの改正」に併せ内容を修正